診療報酬明細書等の開示を請求される方へ(お知らせ)

後期高齢者医療においては、診療報酬明細書等の開示の依頼があった場合、個人のプライバシーの保護及び診療上の支障が生じないこと等を確認した上で開示を実施しているところです。

「診療報酬明細書等の開示依頼書」を提出される方は、あらかじめ、この「お知らせ」をご覧いただき、必要書類をご持参の上、手続きをされるようお願いします。

1 開示の依頼ができる方

開示の依頼ができるのは、次のいずれかに該当される方に限ります。

- (1) 開示を依頼する診療報酬明細書等に記載されている被保険者本人(であった方を含む)
- (2) 被保険者が死亡している場合は、当該被保険者の父母、配偶者もしくは子、または、これらに準ずる者(祖父母、孫)
- (3) (1)または(2)の方が未成年者または成年被後見人の場合における法定代理人
- (4) (1)または(2)の方から開示請求の依頼について委任を受けた任意代理人

2 開示の依頼に当って必要な書類等

三重県後期高齢者医療広域連合へ、必ず、開示の依頼ができる方本人が直接、次の書類等をご持参の上、手続きをしてください。

- (1) 診療報酬明細書等の開示請求書
- (2) 開示請求をする方の本人確認ができる書類(詳細は裏面のとおり)

※窓口における開示請求の手続きが困難な場合については、郵送による手続きも可能です。(この場合、開示に係る文書の送料が必要となります。)

3 開示を依頼される方の本人確認

開示請求ができるのは、上記1の該当者本人に限っており、また、手続き等に当って開示請求される方本人であることを確認するための必要書類の提示を求めていますが、これは、あくまでも個人のプライバシーを保護する観点から欠かせないことであり、ご理解をお願いします。

4 保険医療機関等に対する事前確認

診療報酬明細書等の開示に当っては、当該保険医療機関等に、診療上支障が生じないことを確認する必要があります。

したがって、当該保険医療機関等から開示の同意が得られなかった診療報酬明細書等は開示できませんのでご 理解をお願いします。

ただし、診療報酬明細書等の「傷病名」欄、「摘要」欄、「医学管理」欄、全体の「その他」欄、「処置・手術」欄中の「その他」欄及び「症状詳記」(以下「傷病名」という。)を伏せた開示を希望される場合には、保険医療機関等に対する事前確認は必要ありません。

5 診療内容に関する照会

三重県後期高齢者医療広域連合では、診療内容についての照会に対してお答え出来ませんのでご了承ください。

6 開示決定等の事務処理

- (1) 開示請求書を受理した日から開示決定までの所要日数は、当該診療報酬明細書等の抽出作業、保険医療機関等への事前確認のため1ヶ月程度要します。
- (2) 開示(交付)方法については、「診療報酬明細書等の開示請求書」で指定された方法により交付します。 なお、郵送による交付を希望された場合には、通常郵便で「親展」扱いによる送付となります。

7 その他

- (1)診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために、一定の基準に従って記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容のすべてが記載されているものでないことをご理解願います。
- (2) 開示請求があった診療報酬明細書等について、何らかの事情によりその存在が確認出来ない場合には、ご依頼にお応え出来ないことがあることをご了承願います。
- (3)調剤報酬明細書を開示する場合においては、保険薬局へ事後的にお知らせすることについてご了承願います。

「診療報酬明細書等の開示請求書」の提出等の際、開示を請求される方の本人確認に必要な書類

ア:次のうちいずれか1点

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、船員手帳、海技免状、戦傷病者手帳、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、教習資格認定証、動力車操縦者運転免許証、検定合格証(警備員等)、古物行商許可証、無線従事者免許証、官公庁・公団・事業団・公庫・特殊法人等の職員の身分証明書(写真・生年月日のあるもの)

イ:次のうちいずれか2点(ただし、AとAまたはAとBとする。)

- A 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは共済組合の資格確認書等、厚生年金保険年金証書(手帳)、国民年金証書、共済年金証書、船員保険年金証書(手帳)、恩給証書、身体障害者手帳、開示依頼書に押印した印の印鑑登録証明書
- B 次のうち写真が貼ってあるもの 会社の身分証明書、学生証、公の機関が発行した資格証明書

開示を依頼される方が

- ・被保険者(であった方を含む)
- ・遺族の場合(父母、配偶者または子)
- 1 「ア」のうちいずれか1点、または、「イ」のうちいずれか2点 ただし、「イ」の場合は、Aの中から2点、またはAとBの中からそれぞれ1点
- 2 婚姻等のため、開示請求書の提出時の氏名と開示を請求する診療報酬明細書等の診療時の氏名が異なる場合は、 旧姓等の確認出来る書類
- 3 遺族の場合は、上記1、2のほか、当該被保険者の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次のいずれかの書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る)
 - (1) 戸籍謄本(抄本) (2) 住民票(除票) (3) 死亡診断書

開示を依頼される方が

- ・被保険者が成年被後見人の場合における法定代理人の場合
- ・遺族が未成年者または、成年被後見人の場合における法定代理人の場合
- 1 「ア」のうちいずれか1点、または、「イ」のうちいずれか2点ただし、「イ」の場合は、Aの中から2点またはAとBの中からそれぞれ1点
- 2 被保険者または遺族が未成年者または成年被後見人であること及び開示を依頼される方が親権者または後見人であることを確認できる次のいずれかの書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る)
 - (1) 登記簿謄本(抄本) (2)住民票 (3)後見開始の審判書 (4) 家庭裁判所の証明書
 - (5) その他法定代理人関係を確認し得る書類
- 3 遺族の法定代理人の場合は、上記1、2のほか、当該被保険者の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次のいずれかの書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る)
 - (1) 戸籍謄本(抄本) (2)住民票(除票) (3)死亡診断書

開示を依頼される方が

- ・被保険者から委任を受けた任意代理人の場合
- ・遺族から委任を受けた任意代理人の場合
- 1 「ア」のうちいずれか1点、または「イ」のうちいずれか2点 ただし、「イ」の場合は、Aの中から2点、またはAとBの中からそれぞれ1点
- 2 被保険者または遺族の署名・押印のある診療報酬明細書等の開示依頼についての「委任状」及び押印された印の印鑑証明書(それぞれ、開示請求をする日前30日以内に作成したものに限る)
- 3 遺族から委任を受けた任意代理人の場合は、上記1、2のほか、当該被保険者の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次のいずれかの書類(開示請求をする日前30日以内に作成したものに限る)
 - (1) 戸籍謄本(抄本) (2)住民票(除票) (3)死亡診断書
- ※郵送により開示請求を行う場合には、上記書類の写しに加え、住民票の写しまたは外国人登録原票の写し(開示請求をする日前30日以内に作成された者に限る)を提出していただくことにより確認することになります。